

津軽広域水道企業団 西北事業部
料金検討審議会 第4回資料

津軽広域水道企業団 西北事業部 水道料金の改定水準及び料金体系（案） について

令和7年6月17日

(1) 料金改定水準（案）のまとめ

- 改定(案)AとBでは、令和12年度末の現預金残高に1億円程度の差が出ますが、当期純利益の赤字化年度はいずれも令和27年度と同時期になります。
- 当期純利益の赤字化により、ただちに料金改定が必要となるということではありませんが、今回の財政推計においては、改定(案)AとBでは次期改定が必要となる時期に差はないと捉えています。

改定水準(案)の結果一覧表

	平均改定率	令和12年度料金収入	当期純利益黒字化年度	令和12年度末現預金残高	当期純利益の赤字化年度
現行	—	763百万円	黒字転換せず	97百万円	—
改定案A	26.1%	960百万円	令和11年度	988百万円	令和27年度
改定案B	23.0%	936百万円	令和11年度	880百万円	令和27年度
改定案C	19.8%	912百万円	令和11年度	771百万円	令和18年度

(2) 現行の料金体系

① 西北事業部の現行の料金体系

- 西北事業部では、用途別の料金体系を採用しています。
- 超過料金の単価については、単一従量制を採用しています。

西北事業部の料金体系

用途	基本水量 (m^3)	基本料金 (円：月当たり)	超過料金 (円： $1m^3$ 当たり)
一般用	8	1,870	270
団体用	10	2,330	330
工業用	100	16,060	270
営業用	10	2,230	310
浴場用	100	11,600	150
プール用	-	-	320
臨時用	-	-	380

②参考：弘前市の料金体系

- 弘前市では、口径別の料金体系を採用しています(原則としては、口径によって一定時間で使用できる水量が異なるため)。
- 超過料金(下表の“水量料金”)については、使用水量が増えるほど料金が高くなる水量区画別の逡増型料金体系を採用しています。なお、逡増型料金体系は節水を促すことが主目的とされます。

弘前市の料金体系

基本料金

用途	口径 (mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円：月当たり)
一般用	13・20	10	1,718
	25	10	2,251
	30	0	3,437
	40	0	6,636
	50	0	11,498
	75	0	34,851
	100	0	56,308
	150	0	127,315
	200	0	206,028

水量料金 (超過料金)

用途	口径 (mm)	10超～20 m ³ 以下	20超～40 m ³ 以下	40超～50 m ³ 以下	50超～200 m ³ 以下	200超～ 500m ³ 以下	500超～ 5000m ³ 以下	5000m ³ 超 ～
一般用	13～25	224	236	248				
	30・40	236			248	260		
	50～200	248					260	271

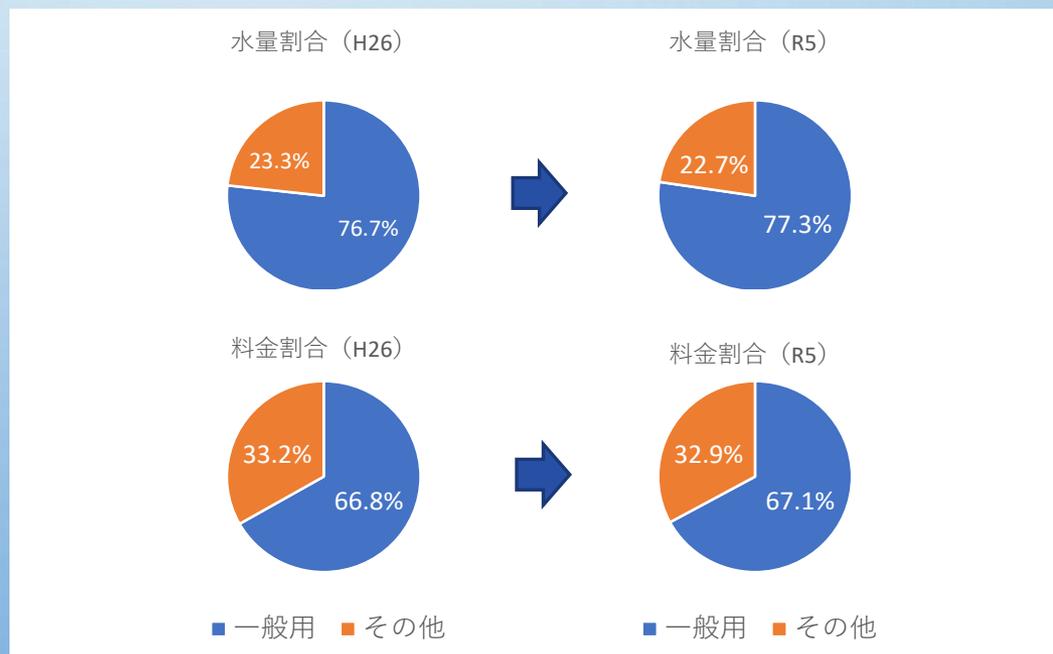
同じ水量区画でも口径が異なれば、単価も異なる

(3) 水需要と料金の実態と推移

- 平成26～令和5年度にかけて、件数・水量・料金ともに一般用の割合が微増しているものの、大きな水需要構造の変化はありません。(水量、料金自体は減少傾向)
- 一般用は、件数は約9割、水量は約8割を占めますが、料金としては約7割となります。これは一般用に配慮し、その他の用途(団体・工業・営業等)の負担が高い料金体系としているためです。

水需要と料金の構造の実態と推移

		H26	R5
件数	一般用	91.5%	91.7%
	その他	8.5%	8.3%
水量	一般用	76.7%	77.3%
	その他	23.3%	22.7%
料金	一般用	66.8%	67.1%
	その他	33.2%	32.9%

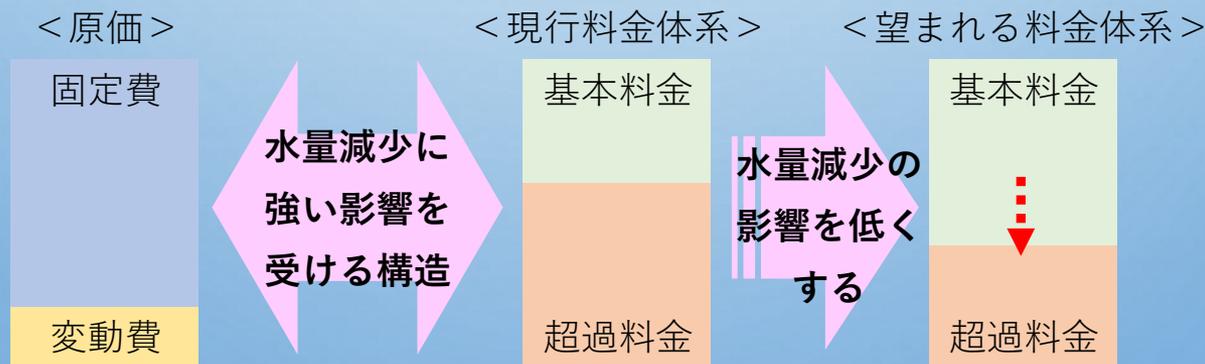


(4) 料金体系の考え方

① 持続的経営確保のために望まれる料金体系の考え方

- 料金体系の変更は、個別利用者の負担増減を変えることになります。現状では水需要構造は安定しており、料金体系の変更をする程ではないと考えます。
- ただし、水量は減少するとともに、一般用の割合が徐々に高まっているため、今後、この水需要構造の変化が進むようであれば、水量の影響が少ない(基本料金の割合を上げる)、その他の用途(団体・工業・営業等)の水量減少の影響が少ない(一般用の料金割合を高める)料金体系への変更が望まれます。

持続的経営確保のために望まれる料金体系



②第3回審議会におけるご意見

- 高齢者世帯等の少量利用者への配慮の検討が必要である。
- 高い改定率により次回の改定までの期間を長くすることができるが、それに対しての利用者の負担増がどの程度になるのか、勘案しながら改定率を検討する必要がある。

(5) 料金体系 (案)

① 一律改定案

- 現行料金体系に、全ての用途で改定水準案A及びBの平均改定率を乗じる(端数は調整)。

② 少量利用者に配慮した改定案

- 改定水準案Aの場合(Bの場合)、一般用の基本料金は改定水準案B(改定水準案C)の一律改定案の額に抑える。
- 上記では平均改定率での料金収入に満たない場合、不足分は一般用の超過料金を上げて回収する。

③ 参考: 持続的経営確保のために望まれる料金体系

- 一律改定案から超過料金単価を10円低くした場合に、同じ料金収入を得るために必要な基本料金を設定する。

(6) 料金体系(案)の一覧表

料金体系(案)の一覧表

基本料金

用途	改定水準 (案)	料金体系(案)			
		現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案
一般用	A案(26.1%)	1,870	2,360	2,300	2,447
	B案(23.0%)	〃	2,300	2,240	2,387
団体用	A案(26.1%)	2,330	2,940	2,940	3,269
	B案(23.0%)	〃	2,870	2,870	3,199
工業用	A案(26.1%)	16,060	20,260	20,260	24,987
	B案(23.0%)	〃	19,750	19,750	24,477
営業用	A案(26.1%)	2,230	2,820	2,820	3,192
	B案(23.0%)	〃	2,750	2,750	3,122
浴場用	A案(26.1%)	11,600	11,600	11,600	11,600
	B案(23.0%)	〃	11,600	11,600	11,600

超過料金

用途	改定水準 (案)	料金体系(案)			
		現行	①一律 改定案	②少量利 用者配慮 案	③参考： 持続的経 営考慮案
一般用	A案(26.1%)	270	350	357	340
	B案(23.0%)	〃	340	347	330
団体用	A案(26.1%)	330	420	420	410
	B案(23.0%)	〃	410	410	400
工業用	A案(26.1%)	270	350	350	340
	B案(23.0%)	〃	340	340	330
営業用	A案(26.1%)	310	400	400	390
	B案(23.0%)	〃	390	390	380
浴場用	A案(26.1%)	150	150	150	150
	B案(23.0%)	〃	150	150	150
プール用	A案(26.1%)	320	410	410	410
	B案(23.0%)	〃	400	400	400
臨時用	A案(26.1%)	380	480	480	480
	B案(23.0%)	〃	470	470	470

浴場用は、公衆浴場の料金を考慮して改定対象外としている。

(7) 用途別の水量における料金比較

①一般用

料金体系 (案)		現行	改定水準 (案)					
			A案(26.1%)			B案(23.0%)		
			①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案
1カ月あたりの料金	8m ³	1,870	2,360	2,300	2,447	2,300	2,240	2,387
	20m ³	5,110	6,560	6,584	6,527	6,380	6,404	6,347
	30m ³	7,810	10,060	10,154	9,927	9,780	9,874	9,647
現行からの 増加額	8m ³		490	430	577	430	370	517
	20m ³		1,450	1,474	1,417	1,270	1,294	1,237
	30m ³		2,250	2,344	2,117	1,970	2,064	1,837

ピンク色のセルについて

- ・A案②の8m³の料金2,300円は、B案①の8m³の料金2,300円と同額にすることにより、少量利用者に配慮したものとなります。
- ・B案②の8m³の料金2,240円は、C案①の8m³の料金2,240円と同額にすることにより、少量利用者に配慮したものとなります。

①一般用について

- 改定水準A案の②の料金は、①の料金に比べて15m³までは低いですが20m³では高くなります。
- これは一律改定に比べて、少量利用者に配慮したため、②の場合は、配慮分を20m³以上の利用者が負担するということを意味しています。
- 参考③の料金は、①の料金に比べて、15m³までは高いですが20m³では低くなります。これは現行料金体系よりも基本料金の割合を高くしたため、少量利用者の負担が増えることを意味しますが、同時に使用水量の減少局面においても、収入を確保しやすくなるということを意味します。
- 改定水準案B案においても、ほぼ同様の状況となっています(②の料金は、①の料金に比べて15m³までは低いですが20m³では高くなります)。
- 改定水準A案の②とB案の①では、A案の②は少量利用者に配慮して、基本料金を同額としています。前述のとおりA案の②は、①に比べて15m³までは低いですが20m³では高くなります。これは少量利用者の配慮を20m³以上の利用者が追加負担をして、A案の改定水準を実現するということを意味します。

② 団体用

料金体系 (案)		現行	改定水準 (案)					
			A案(26.1%)			B案(23.0%)		
			①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案
1カ月あたりの料金	10m ³	2,330	2,940	2,940	3,269	2,870	2,870	3,199
	50m ³	15,530	19,740	19,740	19,669	19,270	19,270	19,199
	60m ³	18,830	23,940	23,940	23,769	23,370	23,370	23,199
現行からの 増加額	10m ³		610	610	939	540	540	869
	50m ³		4,210	4,210	4,139	3,740	3740	3669
	60m ³		5,110	5,110	4,939	4,540	4540	4369

- 団体用については、②は①と同じ料金体系となります。
- なお、③の料金は①の料金に比べて30m³までは高いですが40m³では低くなります。

③工業用

		改定水準（案）						
		A案(26.1%)			B案(23.0%)			
料金体系（案）		現行	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案
使用水量 (m^3)	100 m^3	16,060	20,260	20,260	24,987	19,750	19,750	24,477
	400 m^3	97,060	125,260	125,260	126,987	121,750	121,750	123,477
	600 m^3	151,060	195,260	195,260	194,987	189,750	189,750	189,477
現行からの 増加額	100 m^3		4,200	4,200	8,927	3,690	3,690	8,417
	400 m^3		28,200	28,200	29,927	24,690	24,690	26,417
	600 m^3		44,200	44,200	43,927	38,690	38,690	38,417

- 工業用については、①と②は同じ料金体系となります。
- なお、③の料金は①の料金に比べて400 m^3 までは高いですが600 m^3 では低くなります。

④営業用

		改定水準（案）						
		A案(26.1%)			B案(23.0%)			
料金体系（案）		現行	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案	①一律改定案	②少量利用者 配慮案	③参考：持続 的経営考慮案
使用水量 (m ³)	10m ³	2,230	2,820	2,820	3,192	2,750	2,750	3,122
	40m ³	11,530	14,820	14,820	14,892	14,450	14,450	14,522
	50m ³	14,630	18,820	18,820	18,792	18,350	18,350	18,322
現行からの 増加額	10m ³		590	590	962	520	520	892
	40m ³		3,290	3,290	3,362	2,920	2,920	2,992
	50m ³		4,190	4,190	4,162	3,720	3,720	3,692

- 営業用については、①～②は同じ料金体系となります。
- なお、③の料金は①の料金に比べて40m³までは高いですが50m³では低くなります。

(8) まとめ

- 水需要構造は一般用の割合が微増していますが、大きな変化ではなく、個別の利用者の料金負担を変化させる料金体系の変更が必要な状況とは捉えておりません。
- また、水準について、改定水準(案)AとBでは、今回の建設改良費の前提においては、次期改定までの期間に差はないと捉えております。
- そのため、改定水準(案)Bの改定水準における①一律改定の料金体系(案)が望ましいと考えます。
- ただし、2割を超える平均改定率のため、少量利用者への配慮が必要であれば、改定(案)Bの改定水準における②少量利用者に配慮した改定案もありうると考えます。
- ただし、上記の場合、一般用の 17m^3 以上の利用者の負担が増すとともに、水量が節水等により減少した場合、推計通りの料金収入が確保できなくなるリスクがあります。